

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和8年5月8日（金）午前9時30分～午前10時05分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 13名

| 農業委員8名 |        |   | 農地利用最適化推進委員6名 |       |   |
|--------|--------|---|---------------|-------|---|
| 1番     | 岸野 敏夫  | 出 | 矢掛地区推進委員      | 小坂 一司 | 欠 |
| 2番     | 水川 治   | 出 | 美川地区推進委員      | 竹内 恵夫 | 出 |
| 3番     | 大山 勝之  | 出 | 三谷地区推進委員      | 浅野 尚宏 | 出 |
| 5番     | 藤原 国夫  | 出 | 山田地区推進委員      | 神田 浩志 | 欠 |
| 6番     | 松田 智仁  | 出 | 川面地区推進委員      | 妹尾 宣明 | 出 |
| 7番     | 谷許 安治  | 出 | 中川地区推進委員      | 多賀 秀樹 | 出 |
| 8番     | 坪井 幹子  | 出 | 小田地区推進委員      | 土井 博文 | 出 |
| 9番     | 高月 周次郎 | 出 |               |       |   |

## 4. 議案日程

- (1) 議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第8号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第9号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- (4) 議案第10号 農用地利用集積等促進計画（No. 17）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (5) 議案第11号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (6) 議案第12号 「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況（案）」の決定について

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | それでは、ただ今から令和8年度第2回農業委員会総会を開催します。  |
| 議 長     | <p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日は、<u>小坂委員</u>、<u>神田委員</u>が欠席です。</p> <p>農業委員全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、8番 坪井委員と、1番 岸野委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第<u>7</u>号から議案第<u>12</u>号の<u>6</u>議案です。</p> |
| 議 長     | 議案第 <u>7</u> 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>5</u> 件議題とします。事務局から説明します。   |
| 事 務 局   | <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上5件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>   |
| 議 長     | 事務局の説明が終わりました。<br>事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。   |
| 5 番 委 員 | 譲受人と直接会って話を聞くことが出来ました。譲受人は菜園がしたいということで、適切に管理すると言われておられましたので、特に問題はありません。   |
| 議 長     | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。   |
| 各 委 員   | (異議なし)  |
| 議 長     | 異議がありませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定します。   |
| 議 長     | 事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。   |
| 5 番 委 員 | こちらも譲受人と会って話を聞きました。適切に維持管理し、周辺農地へ迷惑を  |

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | 掛けないと言われておられましたので、問題ないと思います。  |
| 各 委 員   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u> 8 </u> 番につきまして、他に意見はありませんか。               |
| 議 長     | (異議なし)  |
| 議 長     | 異議がありませんので、事案番号 <u> 8 </u> 番につきましては、許可と決定します。                       |
| 議 長     | 事案番号 <u> 9 </u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                           |
| 5 番 委 員 | 譲渡人は県外在住の為、耕作不便ということで、譲受人へ所有権移転となりました。譲受人は手広く農業をされており、特に問題はないと思います。 |
| 議 長     | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u> 9 </u> 番につきまして、他に意見はありませんか。               |
| 各 委 員   | (異議なし)  |
| 議 長     | 異議がありませんので、事案番号 <u> 9 </u> 番につきましては、許可と決定します。                       |
| 議 長     | 事案番号 <u> 10 </u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                          |
| 5 番 委 員 | 譲渡人の農業廃止に伴い所有権移転となりました。譲受人は適切に管理出来ると思われまので、特に問題はありません。              |
| 議 長     | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u> 10 </u> 番につきまして、他に意見はありませんか。              |
| 各 委 員   | (異議なし)  |
| 議 長     | 異議がありませんので、事案番号 <u> 10 </u> 番につきましては、許可と決定します。                      |
| 議 長     | 事案番号 <u> 11 </u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                          |
| 5 番 委 員 | 双方合意しています。譲受人は適切に管理出来ると思われまので、特に問題は                                 |

|  |   |
|--|---|
| <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>   | <p>ありません。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>   |
| <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p> | <p><b>議案第 <u>8</u> 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、<br/><u>2</u> 件議題とします。事務局から説明します。</b></p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>事案番号 5 番から 6 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。<br/>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>5</u> 番について、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>こちらは、祖父から孫への所有権移転となります。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定します。</p> |
| <p>議 長</p> <p>5 番委員</p>  | <p>事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p> <p>現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題ありません。</p>  |

|              |  |
|--------------|--|
| 議 長          | 地元委員から意見がありました。事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。  |
| 各 委 員        | (異議なし)   |
| 議 長          | 異議がありませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定します。  |
| 議 長          | <b>議案第 <u>9</u> 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明します。</b>  |
| 事 務 局        | (議案朗読説明)   |
| 議 長          | 事務局の説明が終わりました。<br>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。  |
| 5 番委員        | 現況は原野化しており、今後も耕作の見込みはないと思われま   |
| 議 長          | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。  |
| 各 委 員        | (異議なし)   |
| 議 長          | 異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。  |
| 議 長          | 事案番号 <u>2</u> 番につきまして、藤原委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 1 0 条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、藤原委員の退席をお願いします。<br>(午前 9 時 50 分 藤原委員 退席)<br>地元委員の意見をお願いします。 |
| 川面地区<br>推進委員 | 現地確認を行いました。現況は原野化しており、今後も耕作の見込みは不可能だと思います。   |
| 議 長          | 地元委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はあり   |

|     |  |
|-----|--|
| 各委員 | ませんか。  |
| 議長  | (異議なし)   |
| 議長  | 異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。<br>(午前 9時 53分 藤原委員 復席)  |
| 議長  | 議案第 <u>10</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画 (No. 17) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。   |
| 事務局 | <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>議案第10号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。</p> <p>合計で12件 23,266.66㎡、<br/>内訳は個人 7件 12,851.66㎡、法人5件 10,415㎡です。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p> |
| 議長  | 事務局の説明が終わりました。議案第 <u>10</u> 号について、意見等がありますか。   |
| 各委員 | (異議なし)   |
| 議長  | 異議がありませんので、議案第 <u>10</u> 号について、「異議なし」と決定します。   |
| 議長  | 議案第 <u>11</u> 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、事務局から説明します。  |
| 事務局 | <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>議案第11号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。</p> <p>合計で6件 4,373㎡、<br/>内訳は個人 5件 2,843㎡、法人1件 1,530㎡です。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p>           |
| 議長  | 議案第 <u>11</u> 号につきまして、意見等がありますか。   |
| 各委員 | (異議なし)   |

|              |  |
|--------------|--|
| 議 長          | 異議がありませんので、議案第 11 号について、岡山県農地中間管理機構へ計画作成を要請します。  |
| 議 長          | <b>議案第 12 号 「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況(案) 」</b> の決定について、議題とします。<br>事務局から説明します。 |
| 事 務 局        | 本件は、農業委員会の 1 年間の活動実績（案）を審議するものです。<br>では、内容について説明させていただきます。<br>（議案朗読説明）                     |
| 議 長          | 事務局の説明が終わりました。 <u>議案第 12 号</u> につきまして、意見はありませんか。   |
| 各 委 員        | （異議なし）   |
| 議 長          | 異議がありませんので、（案）のとおり、決定することを議決します。今後、町ホームページで公表することとします。                                     |
| 議 長          | 次に 4. 各種報告について確認します。   |
| 議 長          | <b>(1) 農地法施行規則該当転用届</b> について<br>地元推進委員の確認の報告をお願いします。                                       |
| 中川地区<br>推進委員 | 事案番号 1 番について、確認しました。特に問題はありません。  |
| 議 長          | <b>(2) 農地改良届</b> について<br>地元推進委員の確認の報告をお願いします。  |
| 川面地区<br>推進委員 | 事案番号 1 番について、確認しました。特に問題はありません。  |
| 議 長          | <b>(3) 利用目的の変更届</b> について<br>地元推進委員の確認の報告をお願いします。   |
| 川面地区<br>推進委員 | 事案番号 1 番、2 番について、確認しました。特に問題はありません。  |

|  |  |
|--|--|
| <p>議 長</p> <p>三谷地区<br/>推進委員</p> <p>小田地区<br/>推進委員</p> | <p>(4) 農地法第18条の規定による合意解約通知について<br/>地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番、2番について、確認しました。特に問題はありません。</p> <p>事案番号3番について、確認しました。特に問題はありません。</p> |
| <p>議 長</p> <p>1番委員</p> <p>3番委員</p>                   | <p>(5) 農地転用の工事完了報告について<br/>地元農業委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>山田地区について、確認しました。問題ありません。</p> <p>小田地区について、確認しました。問題ありません。</p>                      |
| <p>議 長</p>   | <p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。<br/>これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。<br/>引き続き、協議会を開催します。</p>  |